

第 7 回 共和町教育委員会議事録

- | | | |
|-------|--------|---|
| 1 | 日 時 | 平成29年6月30日(金) 午前9時52分開会 |
| 2 | 場 所 | 生涯学習センター 第2学習室 |
| 3 | 出席委員 | 職務代理者 佐々木 従 行
委 員 高 橋 美江子
委 員 島 光 志
委 員 駒 形 貴 之 |
| 4 | 事務局出席者 | 教 育 長 小 林 英 樹
管 理 課 長 齊 藤 隆 信
生涯学習課長 宮 崎 勝 雄
学校給食センター所長(齊 藤 隆 信)
書 記 高 橋 慶 行 |
| 5 | 署名委員 | 島 委 員 |
| 6 | 議 題 | 議案第1号 共和町立学校管理規則の一部改正について
議案第2号 平成29年度準要保護児童・生徒の認定について
議案第3号 教育委員会職員の人事異動について
報告第1号 教育長職務代理者の指名について
報告第2号 平成29年度教育費補正予算について
報告第3号 平成29年町議会定例会における一般質問についてについて
報告第4号 財産の取得について
そ の 他 1) 教育委員会諸般報告について
2) 7月の行事予定について
3) その他 |
| 議 | 長 | それでは、私が進行することになりますが、不慣れですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、只今より第7回共和町教育委員会を開催したいと思ひます。なお、本日の会議録署名委員は島委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、早速議案に入りたいと思ひます。議案第1号共和町立学校管理規則の一部改正についてを題材といたします。それでは説明よろしくお願ひいたします。 |
| 事 務 局 | | 議案第1号共和町立学校管理規則の一部を改正する規則設定についてであります。学校管理規則の改正につきましては、管内の次課長会議の中で管内で統一した規則の整備を進めるべく検討して参りましたが、その素案がまとまったこと。また、この4月に学校教育法それから北海道立学校管理規則服務規定勤務時間休暇等に関する規則の一部改正があったことから、今回、町の学校管理規則の一部を改正するものでございます。それでは改正内容について説明させていただきます。説明につきましては新旧対照表、こちらの方で説明をいたしま |

す。

【議案第1号共和町立学校管理規則の一部改正についてに基づき説明】

まず、左が現行規則で右側が改正案になります。また、改正箇所につきましてはアンダーラインが引かれた箇所になります。それでは、説明いたします。まず1ページ第3条でございますけれども、第3条は用語の意義を規定しているものでございますが、第2号に指導教諭を加えるものであります。指導教諭の職務でございますけれども、児童生徒の教育の他、一般教員への指導や助言を行うとされております。それから、第3条第8号につきましては外国語活動を加える他、文言の整理を行っているところでございます。また、10号についても文言の整理を行っています。第4条につきましては学年の規定ですが、これにつきましても文言の整理を行っているところでございます。第9条は学校行事等の届出の規定をしておりますが、この第2項についても文言の整理を行っております。それから、第10条につきましては教科書の採択の規定ですが、国の法律の改正により適用条項の繰り下げでございます。また、第11条は準教科書の届出の規定でございますが、これにつきましても文言の整理を行っております。それから、第14条卒業証書の規定ですが、施行規則第57条小学校課程修了卒業の認定についてこれらを追加するものでございます。それから、第16条は性行不良による出席停止の規定ですが、この規定を第49条中学校生徒にも準用するに改めるものでございます。3ページをご覧ください。第18条は感染症による出席停止、また第20条通知及び報告、第21条は学級編成の規定ですがこれらにつきましては文言の整理を行っているところでございます。それから、3ページから4ページにかけての第23条ですが、校長の職務代理の規定でございますが、教頭が職務を代理することになった時は直ちに職務代理報告すること。また、校長の権限とされている事務に係る文書に職務代理者または代行者である旨の表示をする規定を新たに追加するものでございます。第25条につきましては、事務主幹の規定ですが文言の整理を行っております。第26条については事務主任の規定ですが、これにつきましても第1項第2項については文言の整理を行っております。第26条については専門員の規定でこれも新たに加えるものでございます。第2項として専門員は学校栄養職員をもってあてることとし、委員会の承認を得て学校長が命ずる規定でございます。また、第3項では専門員は学校給食の栄養に関する専門的事項を司るとしております。また第34条については公印の規定でございますが、第4号については先程説明した第23条で文章に職務代行の旨を表示する規定が加わったことから、学校長職務代行の印を付け加えるものでございます。また、第36条は表簿等の規定ですが、文書等の保存年限の規定を加えるもので、第11号学校行事表、第12号校長引継書教頭引継書、第13号職員団体との対応に係る記録の条項を追加するものでございます。6ページをご覧ください。第37条は学校経営計画の届出の規定ですが、これにつきましては文言の整理を行っております。また、第38条は学校評価についての規定でございますが、「学校の自己評価」を「学校評価及び評価結果の公表」に改め、また「その達

成状況について評価し、成果と課題及び改善方策等について公表するもの」を、「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を適正な方法で公表するもの」に改めるものでございます。また、第38条には第38条第2項を削除し、情報提供の条項として新たに加えるものでございます。第40条内部規定、第42条勤務時間等、第43条週休及び勤務時間等の割振り等の規定については文言の整理を行っております。第44条については出勤簿の規定ですが、第1項については「職務専念義務の免除」を「有給欠勤」に改めるものでございます。8ページをご覧ください。第45条時間外勤務等、第45条の2時間外勤務代休時間及び第46条休日の代休日の規定については文言の整理を行っております。また、第48条は研修の規定ですが、長期休業期間における研修について研修開始前に研修計画書、研修終了後に研修報告書を提出させることとしたものでございます。それから、9ページにかけましての第50条は休暇の規定でございますが、校長の引き続き6日を超える病気休暇、また所属職員の引き続き7日以上に及ぶ病気休暇の承認は教育長が行うという現状なのですが、引き続き6日を超えて勤務しない者の承認は教育長が行うということに改めるものでございます。また、病気休暇の承認日数を「90日以上」を「90日を超える」に改めるものでございます。そういうことで、今までは90日だったのですがこの改正によりまして91日以上休む場合については承認が必要となっております。それから、第52条の職務専念義務の免除、それから、第53条営利企業への従事、それから、第55条赴任及び第67条教育長の公印については文言の整理を行っているところでございます。また、様式関係につきましても学校管理規則の一部改正に伴いまして整合性を図るため改正するものでございます。それでは附則をご覧ください。この附則でございますけれども、この規則は交付の日から施行し改正後の共和町学校管理規則の規定は平成29年4月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ありがとうございます。この度は共和町立学校管理規則の改正という、いわゆる規定の一部改正ということで、職員が見てもなかなか分かりづらい。ですから皆様方が見ても何のことを言っているのかなと分かりづらいことがあろうかと思えます。今回、先程管理課長が前段説明したとおり、各町村バラバラに決めていた管理規則を後志管内統一して同じようなものを作っていきましょうということ、で担当者間で調整した結果、このような改正になったということをもっと前段申し上げておきたいなということでございます。それを踏まえて、質問ご意見等承っていきたいと思えます。最初に質問から、この部分何だろうか疑問に思った点ございましたらご発言いただきたいと思えます。いかがでしょうか。僕が思うには、先生方も含めて色々な転勤を踏まえた中で各町村バラバラな管理規則があるのは分かりづらいということがあって、統一したのではないかと自分自身思っております。ですから、異動があっても自分たちの休む段階だと色々な承認事項については統一した内容に

なっているということで分かりやすくしたのではないかと自分自身思っております。いかかでしょうか。

駒形委員 これ、最初はいつ頃できたものですか。原文の改正前というのは。

事務局 学校管理規則ですか。

駒形委員 共和町の。

書記 今のかたちになっているのは平成14年に全部改正をして今のかたちになっています。

事務局 その時も国の法律ががらっと変わってしまって、その時は一部改正ではなく全文変えたのですね。前のものは全部削除して新しいものに作ったという経緯があります。

駒形委員 15年も前ですからね。

事務局 今も法律が色々変わってくるので、その都度一部改正一部改正している状態です。

議長 職員が勤務しやすいように改正しているというようなことをご理解いただきたいと思います。

高橋委員 1ついいでしょうか。第26条の部分です。専門員は学校栄養職員をもって充てるものとし委員会の承認を得て校長が命ずる。これ委員会の承認というのは、今年の4月1日から施行するとなっていてはいますが、これは委員会で承認を得なきゃ今現在の専門栄養教諭はできないということですか。

事務局 栄養職員という職名なのですが、今で言う学校栄養教諭とはちょっと違う立場なのです。栄養職員というのは教員の資格を持って無いのだけれども、栄養士の資格を持っているということなので、共和町の今配置されている教員は栄養教諭の免許を持っておりますので、ここで言う栄養職員というのは教員の免許を持っていないけれども栄養士の資格は持っているという方ですね。業務的には食育の関係ですとか、そういった栄養教諭の補助的な仕事をするという位置になっているということです。

議長 よろしいですか。

高橋委員 この方はもう承認を得て、校長がそれを栄養職を命ずるというかたちで今現在

やっているということなのですよ。

事務局 今、現在はいないのですよ。栄養教諭はいるのですが。

高橋委員 栄養士さんは今現在いないということですか。

事務局 そうです。学校栄養職員というのはいないのです。うちの町には。

高橋委員 そうですか、はい。ありがとうございます。栄養職員と教員の免許を持っている方とはまた別。

事務局 別ですね。教員の免許は持っていないのだけれども栄養士の資格は持っているというような職員。

高橋委員 そういう職員がいたら、委員会の承認を得て校長が命ずるということですね。

事務局 校長が学校の方で必要であれば雇用できると。校長が命じて教育委員会が承認すればそれでいいですよというようなかたちです。

高橋委員 ありがとうございます。

議長 先程の駒形委員からの質問回答してもらえますか。

書記 元々の学校管理規則は昭和46年に設定されています。それが平成14年に全部改正ということで今のかたちになりまして、これまで一部改正されてまた今回も一部改正というかたちでございます。

駒形委員 分かりました。

議長 他にご質問いかがでしょうか。いいですか。それでは、ご意見はよろしいですか。それでは、議案第1号については以上のとおり決定をさせていただくこととします。続いて議案第2号平成29年度準要保護児童生徒の認定について説明願います。

事務局 議案第2号 平成29年度準要保護児童生徒の認定についてであります。就学困難な児童生徒に係る国の援助に関する法律に基づきまして、平成29年度の対象者について学校での取りまとめを受け、教育委員会での所得調査、また民生委員協議会での審査を受けた児童生徒について、別紙により認定したく提案するものでございます。

【議案第2号 平成29年度準要保護児童生徒名簿について基づき説明】

議長 ありがとうございます。毎年この時期に提案させていただく案件でございますが、ご質問等承りたいと思います。いかがでしょうか。無ければこのように決定させていただいてよろしいですか。

各委員 はい。

議長 ありがとうございます。それでは、続いて議案第3号に入ります。教育委員会職員の人事異動についてを議案とさせていただきます。

事務局 議案第3号教育委員会職員の人事異動についてであります。7月7日付人事異動の内示が本日6月30日にごございましたので、別紙のとおり決定を求めるものでございます。7月7日付の全体の人事異動対象者は23名となっております。その内管理職に昇格した者が3名、それから係長職に昇進する者が4名となっております。以上が町全体の人事異動の関係でございます。それでは、教育委員会職員の人事異動についてご説明申し上げます。

【議案第3号教育委員会職員の人事異動についてに基づき説明】

議長 以上、教育委員会に関係する部分のみの説明がございました。これは報告と。議題にはなっておりますが、報告という意味合いが強いのですが、ご理解いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、暫時休憩とします。

【暫時休憩】

議長 それでは、次に報告です。報告第1号教育長職務代理者の指名について説明願います。

事務局 報告第1号教育長職務代理者の指名についてであります。平成29年6月17日をもって新しく教育長が選任されておりますので、教育長職務代理の指名について報告するものでございます。教育長職務代理者の指名については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、教育長が事故あるとき、または教育長が欠けたときは予め教育長が指名する委員がその職務を行う旨が規定されております。なお、教育長職務代理者として今まで教育長職務代理者を務めていただいております、佐々木従行委員が指名されておりますので報告をいたします。以上で終わります。

- 議 長 報告でございまして、教育長職務代理者に佐々木氏を指名させていただきますので、ご報告とさせていただきますと思います。よろしくお願ひ申し上げます。続きまして報告第2号に入ります。平成29年度教育費補正予算についてでございます。説明願ひます。
- 事 務 局 報告第2号平成29年度教育費補正予算についてであります。第2回町議会定例会で議決されました、教育費の補正予算について報告をいたします。
【報告第2号平成29年度教育費補正予算についてに基づき説明】
- 議 長 はい。ありがとうございます。このたびの補正につきましては、はまなす幼児センターにおいて支援を要する園児が増えたことから、それに伴う増額が発生したという説明がありました。質問を受けたいと思います。いかがですか。なければ了承していただいたということによろしいですか。
- 各 委 員 はい。
- 議 長 ありがとうございます。続きまして報告第3号へ入らせていただきます。報告第3号平成29年第2回町議会定例会における一般質問についてでございます。説明願ひます。
- 事 務 局 報告第3号平成29年第2回町議会定例会における一般質問についてであります。今議会につきましては、3人の議員から3項目の質問がございましたのでその概要について報告いたします。質問については町長と教育長に対しての質問でございます。まず1人目ですが藤木議員の方から、「小中学校のトイレの洋式化推進について」教育長への質問でございました。質問内容は熊本地震で多くの小中学校が避難所となったことを受け、文科省が初めて小中学校のトイレの状況調査を行った。共和町は60.9%後志管内では19ヵ町村中13番目だった。住宅の洋式化が進み、洋式でなければ用を足せない子どもが増えていると聞いている。また、小中学校が避難所として指定され、避難される方には高齢者、障がい者、小さなお子さんも含まれることから今後とも洋式化を積極的に推進すべきであるという質問でございました。この答弁でございますが、前段、全国の小中学校のトイレの洋式化整備状況を説明し、また、共和町における洋式化改修の整備状況を説明しております。共和町では平成19年度と25年度に両幼児センター、平成21年度から平成23年度にかけて小中学校の洋式化への改修を実施しているところであります。改修にあたっては幼児センターや学校等とも必要数等を協議、便器に直接肌をつけることへの抵抗感のある児童生徒もいること等も考慮し、一定数和式を残すこととしたところであります。教育委員会としましては、生活様式の向上に伴い、家庭トイレが一層洋式化していること、学校生活におけるストレス解消等、教育的配慮の必要性から検討を要するものと考えている。また、災害時の避難場所となると考えると、

町民の方にも負担の少ない洋式化への必要性が増していると考えている。今後の改修にあたっては、洋式化の拡充の必要性は理解しており、今後とも学校と調整を図りつつ改修時期や方法について検討するとともに財源確保にも留意しつつ、できるだけ早い時期に整備できるよう検討して参りたい。との答弁内容でございました。この答弁に対しまして再質問がございました。再質問でございますが、推進にあたっての優先順位は。また、避難場所に指定されていることから高齢者等も考慮して多目的トイレも含めて検討しては。との再質問がございました。答弁では、短期間で整備をしていきたい。多目的トイレの整備については、学校また防災担当部署とも協議して進めていきたい。との答弁でございました。以上が藤木議員に対する答弁内容でございます。次に國本議員の方から冬季避難訓練の意見書について、町長への質問でございました。

【一般質問 冬季避難訓練の検証について】概要説明

次に楠美議員の方から「部活動外部指導員の外部委託について」ということで教育長へ質問がございました。質問内容については、文科省は今年4月教員の代わりに顧問を務める外部人材の登用を促すとともに、教員の長時間労働解消のため部活動指導員を制度化していますが、町として外部人材による部活動指導員を取り入れる考えはあるのか。という質問でございました。答弁では最初に本年4月から制度化されました、外部指導員の制度化について説明をしております。この制度化の概要でございますが、まず学校現場における業務の適正化の一環として、中学校における部活動の適正化を推進し、外部指導者の専門的な指導や教員の負担を減らすことを目的に部活動指導員の規定を新たに設け、地域のスポーツ指導者などが学校の部活動に係る指導や引率を職務として行えるとの学校教育法施行規則の一部の改正を行い教員の負担軽減が喫緊の課題となっていることから、部活動指導員を設け身分の規定の他、技能指導や大会への引率等といった指導員の職務の範囲を示すことが制度化されたものであります。ただ、費用が高額で指導頻度に限界があること、また専門技術の指導だけでなく生徒指導もできる人材が求められる等、部活動の目的に叶う指導者の確保を安定的に確保することは難しいと考えている。教育委員会としましては毎年専門の教員の確保が難しくなっていることや、教員の負担軽減、一層の専門的指導の事象に応えるため外部指導員の登用は今後必要と考えておりますが、学校教育活動としての諸課題の解決、人材確保の課題等、今後国における制度設計がなされるものと考えておりますので今後の国の動向に注視していきたい。また、部活動に係る教員の負担軽減については道教委の指針に基づき負担軽減が図られるよう学校を指導して参りたいとの答弁内容でございました。以上が一般質問に係る説明でございます。

議

長

ありがとうございました。第2回定例会においてはこの3者から3つの質問が出まして、その内2つが教育委員会所管分ということでございました。今私も聞いていて中々分かりづらい部分がありますね。言葉だけだと。最初のトイレの洋式化は前向きに今後取り組んでいこうと、小中学校一緒に学校と色々協議

しながら、新年度からでも前向きに取り組んでいこうというスタンスで回答させていただいたと思っております。

佐々木委員 洋式化というのは100%洋式化ということで、和式を残さないという方向で進めていくわけですか。

事務局 それもですね、学校との話だと思うのですが、学校としても残して欲しいという学校もあると思うのですよ。全部洋式じゃなくて。その辺りは学校との話し合いになってくるのかなと思います。ただ、中学校あたりだと直接肌に触れるのは嫌だという生徒も中にはいるみたいなので、その辺りですね。

議長 要相談ですね。協議は当然必要になってくると思います。

事務局 なかなか、私たちの思いだけで全部洋式化にはできないのかなと思っています。

高橋委員 全ての学校一部洋式化は今現在のはしていますよね。それを100%の方向へもっていくという、今後。

事務局 100%近くに。

高橋委員 少しは残して、やはり生活様式の変化を見るということで少しは残していくけれども、まだまだ改善をして洋式を増やしていくということですね。

事務局 ただ、学校現場で今洋式と和式があるのですが洋式が混んで使えないという現状ではないのですね。ただ、行事とかあるとどうしても来たときは混み合う場面がありますけれども、通常の学校生活では、児童生徒も減っていますし、特段洋式が使えない状況にはないというふうに聞いております。

高橋委員 子ども達の利用率はどちらが多いかは状況把握を試みる必要があるのではないかと思います。どちらを利用しているか。

議長 そうですね。生徒が和式を使えない人が多いんだみたいなことはよく聞きますが、実態としてどうなのかというかたちで。

高橋委員 家庭で使っている子は、和式でするかしらないかは疑問に思います。洋式の家庭で生活している子ども達は学校で和式を使うでしょうかね。

議長 普通は使いませんね。洋式は洋式だと思います。

事務局 いろいろと悩みがありますが、ただ、どこかへ行った時に和式しかないトイレ

もありますよね。そういった時に和式を使えない子どもだとかいるのですね。そういった部分も教育的配慮なのですが、そういったことも勉強ではないですけどもそういったことも大事なのかなという話は内部でもしていました。

高橋委員 これ幼稚園から段々始まってきますよね。これ小学校中学校じゃなくて幼稚園でも今9割まだ幼稚園から生活していくから、幼稚園でどのように利用しているかそこから始まるのではないのでしょうか。

佐々木委員 幼稚園は100%ですか？

事務局 100%ではないです。まだ和式もあります。

議長 いずれにしましても、関係機関と相談していきます。

佐々木委員 現在学校では困っている状況ではないのですよね。

事務局 そうです。混んで混んで使えないという状況ではないです。

駒形委員 その内温水洗浄便座にしろとなりますよ。

事務局 そうなのですよ。小学校から中学校へ行ったら壊されるのではないかと、そういうのも心配しますよね。

駒形委員 それはしない方が良いでしょう。

高橋委員 共和町の60.9%というのはどのように出てきたのでしょうか。

事務局 昨年調査がありまして、でも13番目ですけども実質的にはそんなに低いわけではないのです。19町村中13番目ですが、率的には60%ですから特段低い割合ではないのかなと思いますけれども。

議長 3者からの質問がそれぞれありますので一緒に色々ご質問等あれば受けたいと思います。3番目も外部指導の関係これも長年の懸案事項でなかなか人材もないということですので大変苦慮している。永遠の課題かもしれませんが少しでも先生方がやりやすいように、部活動をしやすいようにサポートしていきたいと思っておりますけれども。ちょっとはっきりしたことを明言できなかった回答になったかなと思います。

佐々木委員 来年度の予算辺りで人件費を含む予算を組む予定なのですか？

- 事務局 お金よりも人ですね。問題はそこだと思います。人がいれば町長へ話ができるのですが、ただお金はついたけれども人がいなくてできなかったと、やはり人材の関係かなと、大きい町であれば色々な人材がいるのですが、こういう郡部ですとなかなかそれが1番難しいのかなと思います。
- 佐々木委員 先生退職したような方でスポーツ関係やってる人がいれば。
- 事務局 退職後、共和町に住む方が少ないというのもありますし。
- 駒形委員 なかなか仕事持ってる人が4時からとか難しいですよ。
- 事務局 土日とか結構父兄の方も一生懸命練習とかしてもらってますけれども、なかなか平日というのはなかなか仕事持ってる人は難しい面もあります。
- 佐々木委員 小学校とかはいくらか教えている人いますよね。野球なんかは。
- 事務局 ええ、そうですね。
- 佐々木委員 なかなか専門でやろうとしたら大変ですよ。
- 事務局 結局お金貰うということで、それなりに結果が求められるとかありますよね。
- 議長 それでは、一般質問についてはよろしいですか。
- 各委員 はい。
- 議長 ありがとうございます。詳しい内容は今6月ですから9月に議会だよりに掲載されますので、またそこでご覧になっていただきたいなと思います。それでは、報告第4号に移りたいと思います。財産の取得についてでございます。それでは、説明願います。
- 事務局 報告第4号財産の取得についてであります。財産の取得に関し、6月19日開催の第2回町議会定例会で議決されましたので報告いたします。
【報告第4号財産の取得についてに基づき説明】(幼児専用バス購入について説明)
- 議長 ありがとうございます。これまで懸案でございました、車4輪駆動の車をようやく買えるということで私自身もちょっと安心しているのですが、そういったことを踏まえ議会議員から色々ご意見等をいただいた中でようやく購入することができたかなと思っております。ご質問等承りたいと思います。い

かがでしょうか。

佐々木委員 正直なところ高いですね。

議長 特注なのですよ。

佐々木委員 1台あたり1000万円だものね。

事務局 4駆というのも。

駒形委員 4駆で少し高いというのは分かるけれども。

事務局 4駆を今作っているのはこのメーカーしかないみたいなのですよ。他のメーカーで4駆はないのですね。そういう部分もあるのかなと思っております。

議長 園児の安全確保ということを考えてですね。この件についてよろしいですか。

各委員 はい。

議長 ありがとうございます。それでは、報告については以上で終わらしまして、その他へ移ってよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 ありがとうございます。それでは、その他の1番です。教育委員会諸般報告についてまずは管理課からお願いします。

事務局 管理課の方から報告します。
【管理課 諸般報告】
生涯学習課説明させていただきます。
【生涯学習課 諸般報告】

議長 それでは、管理課、生涯学習課併せてご質問承りたいと思います。いかがでしょうか。報告事項これでよろしいですか？

各委員 はい。

議長 ありがとうございます。ご承認いただいたとします。次に7月の行事予定表の関係です。お願いいたします。

- 事務局 7月の行事予定です。予定については後ほど報告事項の中で生涯学習課の方もありますので管理課に関わる部分だけ説明いたします。
【管理課 行事予定表に基づき説明】
- 議長 それでは、生涯学習課お願いします。
- 事務局 それでは、生涯学習課所管事項についてご説明させていただきます。
【生涯学習課 行事予定を説明】
- 議長 ありがとうございます。ご覧のとおり7月北海道の1番いい季節かなというものあって行事も盛りだくさんという状況になっております。もしお時間ありましたら色々ご参加していただければなとご案内させていただきました。この7月の行事関係でご質問等承りたいと思います。いかがでしょうか。
- 駒形委員 ラジオ体操ってまたラジオ放送があるのですか？
- 事務局 全国生放送されている、共和町ではないのですけれども、夏季巡回ラジオ体操のラジオを聞いて憩いの広場で皆でやりましょうというものです。今回バスは出しませんので、ぜひ皆さん集まって下さいとこういうかたちになります。ですので、地区によっては子供会、来れない子どもは地区でやるよというかたちも出てこようかと思いますが、来れる方はここに来てほしいという呼びかけの中で実施していきたいと考えているところです。
- 駒形委員 去年でしたよね。ラジオ放送で集まったのは。
- 事務局 そうですね。
- 佐々木委員 みんなのラジオ体操というのは教育委員会主催ですか？それともラジオ体操連盟？
- 事務局 去年やったのは教育委員会が記念行事ということでやらさせていただきましたが、育成協がずっとやってきました。ということで、育成協が事務局をもっていますので生涯学習課が色々な部分を担当させていただくというかたちで今までやってきましたし、今回も育成協が主催になり、ラジオ体操連盟ができましたので共催というかたちで進めるように調整しているところです。
- 佐々木委員 ラジオ体操連盟が主催じゃないということですね。
- 事務局 はい。今までどおり育成協が。

- 佐々木委員 去年ラジオ体操連盟を立ち上げたものですから。
- 事務局 そうですよ。共催でできるようなかたちが好ましいかなと思っております、育成協と一緒に歩調揃えてできればなと思っております。
- 議長 他にご質問いかがでしょうか。
- 高橋委員 このファイターズの指導は2日間なのですか。小学校と中学校別々に来てくれるのですか。
- 事務局 ええ、そうなのです。当初小学生は秋にやりたいなと思っておりましたが、ところが日ハムの応援大使が当たったところに優先的に行くものですから、早くにおさえて学校との調整も含めまして、祝日なのですけれども調整しましてこれで進めたいと。7月の夏休みちょっと前ということもあまして、今後秋に向けてとなれば早い時期に教室をやって、チームみんなで秋に向けてやっていくというのも1つの方法だなということで17日に決めさせていただきました。
- 議長 他にご質問いかがでしょうか。なければこの報告事項については終わってよろしいですか。
- 各委員 はい。
- 議長 それでは、その他に入らせていただきます。
- 事務局 では、管理課の方から。この会議が始まる前に7月11日の教育委員研修会の関係でその時間帯に皆さんの自宅にお迎えに参りますのでよろしくお願い致します。それから、2点目ですが議会の所管事務調査が14日に予定されております。本年度の調査箇所ですがまず1つ目が北辰小学校の複式学級の授業風景を見たいということです。それから、2つ目前田体育館の外部補修工場の現場、それと併せまして中央幼児センターのフェンスの改修工事です。それから、東陽小学校のフェンス改修工事ということで、この4月の強風で歪んだのですがその工事の状況。併せまして、今国道276号、高尾跨線橋工事の関係でグラウンドですとか防球フェンスを設置しましたので、それを含めて今後の工事の関係についてその場所を見たいということで、計4箇所議員さん方が見るという予定になっております。それから、3番目のその他ということで2点ございます。
- 【1点目 北辰小学校教諭の退職について報告】
- 【2点目 6月22日発生幼児専用バスの接触事故及び運行委託業者への指導状況について説明】

- 事務局 引き続き生涯学習課から報告します。かかし古里館の関係なのですが、去年も実施したのですが、共和町商工会青年部が、かかし古里館の駐車場でテントを張って味覚祭りを去年開催していただきました。今年も開催したいということで来ておまして、7月29日土曜日を予定しているようです。生涯学習課としましても、大変良いことだと思ひまして、貸し出しというか一緒になってかかし古里館のPRに務めたいと考えております。その日に土曜日コンサートというのを設けてですね、DVDの上映ですとか落語会も予定しております。そういうことで、商工会青年部ともどのようなかたちでやるか詳細について煮詰めてやっていきたいと思っておりますので、ご理解ご協力の程よろしくお願ひいたします。以上です。
- 議長 今その他で管理課と生涯学習課からお話させていただきました。中でも幼児バスの事故の関係、これは誠に安全対策に欠けていると思っております、スクールバス運営側それから幼児センター職員も添乗しながらプールの方へ向かっていったとあって、再度こちらから職員への安全対策も含めて徹底していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。教育委員会からのその他は以上なのですが、皆様方からその他の関係であればご発言いただきたいと思ひます。いかがでしょうか。
- 駒形委員 北辰の先生が退職したけれど職員の人数は大丈夫ですか？
- 事務局 昨年の10月から休職しておりましたので、職員の配置では当初から配置されておりますので、辞めたから違う先生というのはないです。休職中でしたのでその分については職員は配置されておりますので。
- 議長 他にいかがでしょうか。その他に限らず全体を通してお気付きの点あればご発言していただきたいと思ひます。
- 駒形委員 中体連はどうでした？
- 事務局 最終が7月8日ではほぼ終わるのでそれで決まってくるのかなと思ひます。学校の方には決まったら随時報告をもらうように話はしてあります。
- 駒形委員 それから代表決定戦もありますからね。
- 佐々木委員 幼児バスは正確なルートが決まっていると思うのですが、万が一外れた場合の迂回ルートとか設定はないのですかね。運転手任せでやっているのですかね。その運転手によってやっぱり園児を降ろしてまわっていく人やら、それぞれあると思うのですけれども。

事務局 聞いていたのは、基本バックはしないで前を向いて運行するという話は聞いていたのですが。

佐々木委員 幼児バスというのは意外と小さく、ある程度小回りがきくからその運転手によって異なると思うんですけど。

高橋委員 この運転手は初めての人だったのですか？

事務局 2年目の方です。それでも毎日運転しているから。

高橋委員 どうしてここにバスが入ったのかなと不思議で思っていたのです。幼児バスがね。何でここに入ってここにぶつかったのかちょっと不思議だったのです。

事務局 不注意で入るところ過ぎて、あっと気が付いて住民センターでUターンして。

高橋委員 バックでぶつかったのですか。

事務局 バックでぶつかったのです。

高橋委員 そうですよ。前向いていてぶつかるわけない。

事務局 そこでバックしてて入口の柱にぶつかってしまった。

佐々木委員 基本的にはバックしないという決まりですよ。

事務局 そうです。バックはしないことと聞いておりますので。

佐々木委員 その辺は徹底しないと。また今後ともないとは限らないので。

議長 冷静な判断が必要となってきますよね。

高橋委員 でも割れたガラスのまま乗せてプールまで行ったのは。

佐々木委員 それはちょっと問題ですよ。そうなった時点でやはり連絡して応援を頼むとか他のバスがあるのだから。少し遅れても。

事務局 この時間であればバスは3台まだ車庫に残っておりますから、ちょっと時間かかりますけれども連絡してもう1台バス行けばそれで送迎できるわけですから。その辺も含めて委託業者に指導しました。

議 長 うちの職員も、そのまま添乗して行ったというのも問題ありますのでね。冷静な判断していないということですから。

駒形委員 新しい幼児バスにはナビは？

事務局 ナビは無いです。

駒形委員 ナビが無いというのはバックモニターも無い？

事務局 バックカメラは付いています。それとドライブレコーダーが付いております。

高橋委員 このところ幼稚園バスが通っているというのを何回か見るのですが、ルートは決まっていますよね。

事務局 決まっています。

高橋委員 やはりバック、幼児センターでUターンができないから方向上ぐるっとまわる感じで。

事務局 でも、こう入ってきて国道へ出るはず。

高橋委員 ええ、国道にでますけれども、住宅の中を幼児バスが何回か通るのを見たので。

佐々木委員 それぞれやはり、運転手によって時々ルートが変わる。同じ運転手がずっと同じルートじゃなく、交代で走っているから。やはりその運転手さんによってルートが変わるといふのはまずいと思うのですよ。

事務局 そうですよ。

佐々木委員 スクールバスだと大きいから？融通がきかないから制限はあると思うんだが。

高橋委員 降りる側が、入ってきて玄関側で降りるのか、それか反対方向から入ったら玄関側で降りることにはならないですよ。そうしたらやはりバスを横断して玄関へ入っていくということになるとまずいので、方向上そういうルートで入って乗降口が玄関側へ向けて止まれるような走り方をするのでそういう走り方なのかなと思いますけれどもね。

事務局 基本乗降口は玄関側へ向けてつけるようなかたちになりますよね。

議 長 確認して次回の委員会で報告します。そうした方がすっきりしますし、共通認

識する部分もありますので。

議 長 その月によってルートが変わるかもしれないですし、園児数の人数に応じて添乗者の関係で変わるかもしれない。
今のルートの関係も含めて次回報告させていただきたいと思います。

高 橋 委 員 焦ったでしょうね、多分ね、1人ですし。

議 長 他にご質問ありませんか。無ければ終わってよろしいですか。

各 委 員 はい。

議 長 それでは、第7回共和町教育委員会を以上で終わらせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございました。以上で閉じたいと思います。ご苦労様でした。

午前11時12分終了